

人事行政運営等の状況

町では、毎年職員の給与のしくみや支給状況のほか人事行政の全般にわたる現状について、町民の皆さんにお知らせしております。今後も透明性・公平性を維持するよう努めていきます。

問合せ 総務課 ☎内線三二二

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員の総数

(各年4月1日現在)

	平成21年	平成20年
職員数	280人	280人

(2) 年齢別職員数の状況

(平成21年4月1日現在)

	10代	20代	30代	40代	50代
職員数	1人	36人	71人	90人	82人

(3) 採用者の状況

	平成20年度	平成19年度
一般行政職	4人	5人
消防職	1人	5人
保健師	—	1人
技能労務職	2人	—
合計	7人	11人

(4) 退職者の状況 (平成20年度)

	定年	自己都合	合計
一般行政職	6人	1人	7人
消防職	2人	—	2人
技能労務職	1人	1人	2人
合計	9人	2人	11人

(5) 再任用の状況

(平成20年度)

	採用者数
一般行政職	7人
消防職	—
技能労務職	3人
合計	10人

(注)再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

(6) 公益法人等への派遣の状況

公益法人等のうち、その業務が町の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものについて、職員を派遣していました。
葉山町社会福祉協議会 1人(派遣期間:平成16年度～平成20年度)

(7) 障害者の任用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、国、地方公共団体及び企業は、一定割合以上の障害者雇用に努めることとしています。

法定雇用率	2.10%	平成20年度	1.99%	平成19年度	2.05%
-------	-------	--------	-------	--------	-------

(注)各年度7月下旬に県に報告する数値を記載しています。

2 町職員の給与等の状況

(1) 人件費の状況

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
平成19年度	32,822人	9,222,640千円	507,253千円	2,792,482千円	30.3%

(注) 当該年度決算の状況。人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。人口は平成19年4月1日現在。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数(A)	給与費				一人あたり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成21年度	264人(14人)	1,124,463千円 (31,765千円)	406,636千円 (3,975千円)	512,634千円 (6,709千円)	2,043,733千円 (42,449千円)	7,741千円 (3,032千円)

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。給与費は当初予算に計上された額です。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員で264人には含みません。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
葉山町	353,100円	43歳4月	320,600円	46歳4月

(4) 職員の初任給の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
一般行政職	185,800円	172,200円	149,800円	—
技能労務職	164,300円	152,800円	144,500円	137,900円
国(行政職)	181,200円	—	140,100円	—

(注) 技能労務職は、22歳(大学卒)、20歳(短大卒)、18歳(高校卒)、15歳(中学卒)の相当額。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成21年4月1日現在)

区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	295,100円	344,800円	385,500円
	短大卒	304,300円	319,400円	—
	高校卒	293,800円	321,600円	365,100円
技能労務職	—	262,900円	291,300円	

(注)学歴は、該当する職種区分において職員募集時に必要となった修了学歴要件です。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	課長補佐 係長	課長代理	課長	部長	
職員数	5人	16人	6人	20人 (9人)	65人	—	23人	6人	141人 (9人)
構成比	3.5%	11.3%	4.3%	14.2% (100%)	46.1%	—	16.3%	4.3%	100% (100%)
前年構成比	3.5%	9.1%	4.9%	18.9%	40.5%	3.5%	15.4%	4.2%	100%

(注)()内は再任用短時間勤務職員で上段の数は含みません。

(7) 職員手当の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	葉山町			国		
	区分	期末手当	勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当
期末手当・勤勉手当	6月期	1.4月	0.75月	6月期	1.4月	0.75月
	12月期	1.6月	0.75月	12月期	1.6月	0.75月
	計	3.0月	1.5月	計	3.0月	1.5月
	職制上の段階、職務の級による加算措置があります。			職制上の段階、職務の級による加算措置があります。		
退職手当	区分	自己都合	定年	区分	自己都合	定年・勸奨
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	平均支給額 (平成20年度実績)	1,004千円	24,623千円			

(注)退職手当の支給率は、県内3市13町1村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。

(8) 特別職の報酬等 (平成21年4月1日現在)

区分	月額	
議員報酬	議長	499,000円
	副議長	430,000円
	議員	400,000円
特別職給料	町長	823,000円
	副町長	666,000円
	教育長	629,000円

(注)平成19年12月から副町長は不在となっています。

手当の種類	内容 (平成21年度予算)
地域手当	・支給対象地域＝全地域 ・支給率＝10% ・支給対象職員数＝280人 ・一人あたりの平均支給額＝455千円(年額)
扶養手当	・配偶者＝14,100円(月額) ・配偶者以外の扶養親族二人まで(一人につき)＝7,500円(月額) ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち一人目＝11,600円(月額) ・その他の扶養親族(一人につき)＝7,000円(月額) ・扶養親族のうち16～22歳までの子(一人につき)＝5,000円(月額)
住居手当	支給限度額＝29,300円(月額)
通勤手当	・公共の交通機関利用者＝実費相当 ・交通用具(車・バイク等)利用者＝通勤距離に応じて支給
時間外勤務手当	・一人あたりの平均支給額＝320千円(年額)
特殊勤務手当	・職員に占める手当支給職員の割合＝48.9% ・一人あたりの平均支給額＝35千円(年額) ・手当の種類＝14種 ・代表的な手当の名称＝町税事務従事手当、運転業務手当等

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり37時間45分です。

※平成21年7月1日から変更しています。

(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。(各年度4月1日から3月31日)

平均取得日数	
平成20年度	平成19年度
9.2日	9.4日

(3) 療養休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

(平成20年度)

区分	取得者数	
	公務によるもの	公務以外のもの
療養休暇	1人	8人

(4) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。

区分	取得者数	
	平成20年度	平成19年度
育児休業	6人	8人

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

①分限処分者

(平成20年度)

処分事由	降任	免職	休職	降給
心身の故障の場合	—	—	4人	—

②懲戒処分者

平成20年度 該当なし

5 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許可した内容	許可件数	
	平成20年度	平成19年度
大学での講義	0件	1件
高校部活動での指導	1件	1件
統計調査等調査員	7件	3件
計	8件	5件

6 職員研修の状況 (平成20年度)

(1) 庁内研修

葉山町が独自で実施する研修です。

研修名	受講者数
新採用研修	3人
説明納得・プレゼンテーション研修	15人
ストレスマネジメント研修	67人
情報セキュリティ研修	174人
文書事務研修	25人

(2) 派遣研修

市町村研修センターをはじめとする外部研修機関へ職員を派遣し、さまざまな分野に分けた専門的な科目を受講する研修です。

派遣先	派遣人数	備考
県市町村研修センター	40人	マネジメント研修、税務担当職員研修等 計20科目
市町村アカデミー	1人	住民税課税事務 計1科目
国際文化研修所	1人	ごみ減量化に向けた仕組づくり 計1科目
その他研修機関	6人	電子納品、児童福祉司通信課程 計4科目

(3) 2市1町合同研修

逗子市、三浦市と合同で共通する課題に対して研修します。

テーマ	会議・討議の進め方	参加人数
		9人

(4) 課題研究調査事業

先進的な取り組みに対し、調査研究を行う事業です。

研修テーマ	人数
ごみ資源化関係	2人

(5) 県等への職員派遣

人材育成の取り組みとして県と市町村の間で職員の交流を行うほか県内全市町村で組織する後期高齢者医療広域連合へ職員を派遣しています。

派遣先	派遣者数	
	平成20年度	平成19年度
神奈川県	2人	2人
後期高齢者医療広域連合	1人	1人

(6) 海外等への職員派遣

国外における行政運営について見聞を広めるため、また、姉妹都市であるオーストラリアのホールドファストベイ市との交流事業について職員を派遣しています。

派遣先	派遣内容	
	平成20年度	渡航先
市町村振興協会課題研究グループ支援事業	1人	イギリス
国際姉妹都市派遣研修	1人	オーストラリア ホールドファストベイ市

7 公平委員会の業務の状況(苦情処理、措置要求、不服申立)

(1) 苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等に行うことができます。

(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

平成20年度…該当なし

(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

平成20年度…該当なし